

国際情報のインターネットによる公開の一側面

～ 英国外務省、国防省、国際開発省の例 ～

第一特別調査室 とみなが 富永 ふみあき 文朗

1. はじめに

外交は、国民の理解と支持なしでは成り立たない。行政機関の有する情報（行政情報）の中でも、国際情報の国民への公開は、外交への国民の理解と支持を得る上で非常に重要なものである。こうした情報の公開は多くの国で行われている。近代民主主義の母国の一つである英国でも、1990年代前半以降次第に盛んとなり、情報自由法の成立（2000年11月）とその全面施行（2005年1月）もあって、広範に行われている。本稿¹では、行政情報の中でも国際情報の公開の在り方に関し、参考となる点があるかを英国の例を取り上げて探ってみた。

本稿で扱う国際情報とは、国の行政情報の中で国際関係に関わるものにとらえる。国際情報を生み出す行政機関は、英国でも、外務省、国防省及び国際開発省等多く存する。本稿では初めに以上の3機関における公開事例を扱う。次いで、英国内閣官房による30年を経過した国際情報のインターネットによる公開事例に触れ、英国における情報公開の今後を占うこととする。

2. 公開の態様、根拠

一般に、行政情報の公開の態様は多様である。英国で長く行われてきたコマンドペーパー²の仕組みも、行政情報の公開の一つの態様と見ることもできる。

本稿では、情報自由法の規定の適用の結果公開される国際情報（以下「自由法情報」と記す。）であって、その公開がインターネットによる場合を扱う。公開がインターネットによらない自由法情報の公開の例として、現物を行政機関の閲覧窓口に備置しておく場合がある（後述3.（2）イ参照）。

英国では、情報自由法が2000年11月30日に成立した。略称は「2000年情報自由法³」であり（同法88条）、所管省は法務省である⁴。同法は、全条文88か条を同時に施行するのではなく、時期を3回以上に分けて施行することとされた（同法87条）。例えば、行政機関は公開計画（後述）を作成するにあたり、情報コミッショナーの同意を得なければならない旨の規定（同法19条）は、成立日に施行された。情報の開示請求権の規定（同法1条）など、一群の条項の施行は最後となり、2005年1月1日が施行日とされた。この結果、同日から行政機関に対して情報の開示請求ができることとなったが、同日は土曜日で行政機関は休みであり、開示請求が受理された初日は2005年1月4日であった⁵。

自由法情報の中では、市民からの個別の開示請求なしに行政が能動的に公開する情報（以

下「公開計画情報」と記す。)と個別の開示請求の結果、請求者に開示され、その後公開される情報(以下「開示済み情報」と記す。)の2つに区別できる。前者の例を3.と5.において取り上げ、後者の例を4.に記した。以下、枚、頁などとして情報の分量を参考的に示すときがある。これはA4版での枚数、頁数を示す。一段組だけでなく、横二段組の場合もあり、情報量の近似値と見ていただければ幸いである。なお、2000年情報自由法(以下、「自由法」と略記する。)では、情報を公開する側につき一貫して「公的機関」の用語を用いている。よって、以下では、行政機関の代わりに、これより広い言い方である公的機関を使用する。

3. 公開計画情報(公的機関が能動的に公開する情報)

(1) 根拠

公的機関は公開計画という名称の資料を用意し、利用に供し、時々これを見直さなければならぬこととなっている(自由法19条)。公的機関は、公開計画を用意するに当たり、情報コミッショナーの同意を得る義務がある(同)。情報コミッショナーは政府の指名で女王が任命し、議会に対して年次報告書を提出するなどの義務を負う独立した機関であり、その権能は自由法とデータ保護法とに及ぶ(自由法47条以下、データ保護法6条)。任期は5年で一度だけ再任可能である⁶。国際弁護士出身のR.トーマス氏が2002年11月に情報コミッショナーに初任され、2007年3月29日に再任された。再任後の同氏の任期はルール上は2012年までであるが、60歳を迎える2009年6月までが任期となっており、本人希望である(2007年3月29日の首相官邸記事資料⁷)。

公開計画は、一方では公的機関の情報公開へのコミットメントとして機能し、他方では情報を探索している者が目指している情報を得るための道標として機能する⁸。

公開計画には、公開する情報群(大分類項目)、公開の手法(現物を閲覧に供するのか、インターネットによる公開なのかなど)、公開される情報の閲覧が無料か有料かを示さなければならないこととされている(自由法19条)。また、公的機関は、公開計画そのものをハードコピー形式と電子的手段とで公開しなければならない⁹。

(2) 3省の公開計画の概要と公開計画情報の例

ア 外務省

概要 公開計画¹⁰には大分類項目(情報群)がニュース、海外渡航、査証、地域外交政策、地球規模外交政策、欧州連合、環境、貿易・投資、英国広報、領事証明、職員採用情報、外交目標・財源、記録・資料、傘下公団体と14項目ある。国防省の公開計画(後掲)と比べると、インターネットでの利用を重視しているように見られ、リンクが豊富である。

例 外務省サイトの自由法ページにある検索機能を用いて中国を検索したところ約200件ヒットした中の最初の10件の情報の内容は後掲表1のとおりである。外務省の一般サイトにおける検索でも同一の結果が得られた。時期柄(2007年5月16日から外相が訪中)かも知れないが、10件中8件が2007年日付であり、日付が新しい資料が多い。

イ 国防省

概要 公開計画¹¹を印字できるようになっており、印字すると表紙から最終葉まで48

頁ある。公開計画の担当部門の名称、住所、メールアドレスの記述に始まり、大分類項目がかなり多く記されている。表紙には「国防省公開計画」のタイトルの直下に版数が 2.3 版、作成年月が 2005 年 4 月と記されている。本文冒頭には情報コミッショナーが 2002 年 11 月にこの公開計画に同意したと記されている。公開計画の作成年月や情報コミッショナーの同意年月が記されている点は、外務省、国際開発省にみられない一つの特徴である。

大分類項目は空軍歴史(Air Historical Branch)次いで陸軍人事政策(Army Personal Policy)に始まり、退役軍人(Veterans)、ウェールズ語文献(Welsh language scheme)に至るまで 120 項目がアルファベット順に配列されていて、項目ごとに公開の手法及び公開が無料であるか、又は、有料であるかが明記されている。特定の情報を探索している利用者を想定し、その便利に資することが配慮されている。例えば、国防省気象局による気象日報(1861 年以降)の公開は現物(一部ウェブサイト)で行い、有料である。公刊済みの陸軍現役・退役軍人名簿の公開は現物でのみ行い、有料である。

例 公開計画のページから、事件・事故調査委員会(以下、事故調査委員会と記す)をクリックすると、同調査委員会による事件・事故の調査の報告書 20 件を閲覧できる(2007 年 5 月 15 日最終アクセス)。その中の 1 件に、作戦従事中の英陸軍装甲車両に対する米戦闘機による誤爆で即死した M. R. ハル上等兵の事故(現地時間 2003 年 3 月 28 日にイラク南部バスラ北方で発生)に対する事故調査委員会報告書(報告日付は 2004 年 5 月 27 日。全文 27 枚)がある¹²。ホームページでの説明には、同報告書は最初 2006 年 3 月 2 日にホームページで公開したが、安全保障上の配慮から、翌 2007 年 1 月 31 日に公開を撤回し、同年 2 月 7 日に再度公開したと事実のみが記載されていて、再度公開の理由、背景は記載がない。本事故は、英大衆紙サン(電子版)が誤爆実行の際の米戦闘機内の模様であるとするビデオ映像を 2007 年 2 月 6 日に初めて報ずる(産経新聞 2007 年 2 月 8 日)ことで世界に知られた。翌 2 月 7 日の英紙タイムズ(プリント版)は「米当局はサン紙電子版がスクープした当局のビデオを英国検死官に渡す旨方針変更した」と報じた。さらに、数日後の本邦英字紙は本件事故について国防省サイトに掲示された事故調査委員会報告書を取材源として引用して「英国国防省ウェブサイト公開された事故調査委員会報告書によれば、・・・」と記して、本件事故に対する米側当局の見方と英国国防省当局の見方に差があることを報じている(デイリーヨミウリ 2007 年 2 月 11 日)。自由法により公開された情報が新聞記事の取材源になった例としても注目される。

国防省サイトの自由法ページにある検索機能を用いて中国を検索したところ、資料が約 46 件ヒットした中の最初の 10 件の資料内容、日付は、後掲表 2 のとおりであった。

ウ 国際開発省

概要 国際開発省の公開計画¹³における大分類項目は、組織・体制、政策の枠組・立法・主要戦略、事務遂行計画、説明責任・業績評価、事業・プロジェクト、市民社会との協働、研究・科学、調達・パブリックコメント・特別事業財源、採用情報・職員ハンドブック、環境、報道・広報、情報自由法、傘下公団体の 13 項目である。リンクが豊富な点は外務省の公開計画に似る。第 2 番目の項目(政策の枠組・立法・主要戦略)の部分に張られているリンクをたどると、現在の同省の政策枠組を形成する根拠となる次の 2 件の資料のテキ

ストを閲覧できる。「世界の貧困撲滅 - 21 世紀の挑戦」と題された政策提案書（1997 年 11 月議会提出、全部で 84 枚、C m3789）と「世界の貧困撲滅 - グローバリゼーションを貧困層に裨益させるために」と題された政策提案書（2000 年 12 月議会提出、全部で 108 枚、C m5006）である。前者は 1997 年 5 月の（英下院議員）総選挙で地滑りの勝利を得た労働党政権が政権獲得後 6 か月目に議会に提出した政策提案書である。

例 国際開発省の自由法ページで中国を検索してヒットした資料約 500 件の中の最初の 10 件の資料内容、日付は後掲表 3 のとおりであった。新しい資料も含まれている点が注目される。

4 . 開示済み情報（個別の開示請求の結果、請求者に開示され、その後、インターネットで公開された情報）

開示請求者の請求に応じて開示した情報の中で、他の向きにも有用であると公的機関が判断する情報をホームページで「開示済み情報」の見出し下に公開する仕組みも 3 省に共通している。3 省のホームページのいずれにあっても、「開示済み情報目録」があって、情報名、開示年月日、情報の容量が示され、また、開示された情報を即時に閲覧できるようにリンクが張られている。

ア 外務省

概要 開示済み情報目録¹⁴に 94 件の開示済み情報の目録（12 枚。2007 年 4 月 26 日最終アクセス）が示されている。2006 年 12 月 21 日開示の資料が最新、2005 年 2 月 14 日開示のものが最も古い。

例 94 件のうちに「1985 年群馬県における日本航空機墜落」と題された資料¹⁵（2005 年 12 月 23 日開示）がある。リンク先クリックにより、資料（PDF）が 5 点示された。1 点目は 1985 年 12 月 12 日夕刻に発生した本件事故に関して、在京英国大使館領事部が英国外務省領事部に当てた 2 葉から成る通信文（1985 年 12 月 21 日付）である。本文や追伸のテキストのところどころに黒塗りの部分がある。前後関係から、本件事故に巻き込まれた英国関係被災者の名前と推測された。この通信文を出した人物の自署があることや、2 葉ともにその上部に英国大使館の紋章があることなどからすると、電報ではなくて公信のようであった。他に、全部手書きされている文書が 1 点（電番などの番号が見られない点からすると、fax 送付か）、事故を報ずる全国紙記事の英訳文 2 点並びに優先処理の電報 598 号（85 年 8 月 25 日付、在京大使館発外務省あて）である。一部の黒塗りを除けば、過去の情報が何も足さない姿でインターネットで公開されている。

イ 国防省

概要 開示済み情報目録¹⁶に情報 142 件の目録が示されている（2007 年 4 月 26 日最終アクセス）。142 件中、2007 年 3 月 26 日に開示されたものが最新であった。

例 142 件のうちに、「航空機事故」と題された資料¹⁷（2007 年 2 月 26 日開示）がある。リンク先クリックにより資料が 3 点示された（PDF）。1 点目は、宛先や発出者を削除した国防省からの返信である。そのテキストに「貴方が請求されました 2000 年から 2006 年に至る期間の固定翼及び回転翼の英国軍用機に発生した事故につき貴方と私たちが合意

した形式の一覧表にして送ります」とあって、国防省から請求者に予めコンタクトした上で、返信が出されたことが分かる。2点目は、事故一覧表(3枚)である。2000年2月24日の事故に始まり、2006年11月18日の事故まで、76件の事故のそれぞれについて事故日付、陸海空別、機種、固定翼・回転翼別、尾翼記載識別記号、事故カテゴリー、被害員数(軍人・民間人別、致死・致傷別)、事故の主因、事故発生地、備考が記されている。事故発生地欄にアフガニスタンが明記されている事故が2件、イラクが明記されている事故が1件見られた。3点目は凡例であって、2点目資料に用いられたコード記号が説明されている。国防省からの返信テキスト(宛先、発出者名は削除)まで公開しているのは、外務省、国際開発省に見られない特色である。

ウ 国際開発省

概要 開示済み情報目録¹⁸に34件の目録が示されている(2007年4月10日アクセス)中で2006年6月27日に開示された情報が最新であり、2005年2月1日開示のものが最も古い。

例 2005年7月6日に開示した資料¹⁹の表題は「バクー・トビリシ・セイハン(BTC)経由石油パイプラインに関する英国政府と関係NGOとの会議非公式記録」である。そのリンク先をクリックすると、当該資料(27枚)が得られる。BTC石油パイプライン敷設計画に懸念を持つアゼルバイジャン、グルジア、トルコ及び英国の4か国のNGOのイニシアチブに応じて、国際開発省、外務省及び輸出信用保証庁の3機関がこれらNGOとの間で2002年10月30日に国際開発省庁舎内で開催した会合の非公式記録及びその関連資料である。出席者リストは削除した旨手書きされている。また、議事録(5枚)において個々の発言の発言者名の記載はすべて削除されている。eメール(2枚、後掲)の場合には出した者の記載が削除されている。他方、議事録の発言内容が削除されている形跡はない。NGO発C・ショート国際開発相(当時)宛のeメールテキスト(2002年11月13日付)もあって、同相の職名と氏名は削除を免れている。そのテキスト冒頭は「我々は大いに憂慮しており、本件についての英国政府関係省庁との先の会合が次のステップに早く進むこと、究極的には公開討論の開催が実現することにつき、貴方の介入を要望します」との趣旨で記されており、対決的な文面ではなく、宛先に確実に読んでもらって所期の効果を持つという印象がもたれる。

5.30年経過済み情報のインターネット公開例

英国では、公的記録を30年経過後(作成から31年目の1月)に国立公文書館で現物により公開する制度が数十年にわたり実施されてきた。公開の根拠は公記録法(1958年公記録法、1967年同法一部修正)にある。これは現物による公開であるので、閲覧するためには同公文書館に赴く必要がある。その後、公開記録の目録を同館のホームページで公開する仕組みが導入されたが、目録の公開にとどまり、記録そのものの公開には至っていなかった。

自由法により、公記録法の中の30年経過後の公開の根拠条文が自由法の中に移された(同法62条以下。当該条文以外はそのまま)。根拠条文を同法に移した理由につき、政府

は「これにより、記録の新旧を問わず、すべての記録への包括的開示請求権が国民に供されることになる」と当時説明した（自由法案の説明として、1997年12月に議会に提出されたC m3818²⁰による）。

国立公文書館ホームページ²¹で、この自由法の規定を根拠としてインターネットで公開された内閣官房の記録（30年経過後）そのものを見ることができる。

「自由法による公開資料のハイライト - 2007年1月」との見出しの下に同館ホームページで公開されているこの記録は、「内閣官房長官筆記帳²²（cabinet secretaries' notebooks）である（2007年4月24日最終アクセス）。ホームページ中の「内閣官房長官筆記帳についての質問に対する説明」²³には、3代目の官房長官の地位（英国では非議員が任じられる）にあったN・ブルック卿が官房副長官時代から閣議出席の都度、記録していた手書きを活字に転記したものをある期間分まとめて2006年1月から同館で公開を始め、これまでに8冊の筆記帳を現物公開したという。その後、2007年1月にその後続分（9冊目）を現物公開とインターネット公開に供したものである。この後続分は1951年4月2日の閣議（イーデン内閣）に始まり、1951年9月27日の閣議（同内閣の終期）までを収めている（全部で205頁あり、PCの画面に出るのに時間を要する）。本記録には対日講和条約案に関係するやりとりもあって、興味深い。

初代、2代目の筆記帳はどうなったのか。同説明では、初代の官房長官（在職1919～1938）の筆記帳は閣議関係事項以外にも含んでいるため、本記録とは異なるとの理解の下に研究者のみを対象として別の機関（ケンブリッジ大学チャーチル資料センター）で閲覧に供されており、2代目（在職1938～1946）のものは、本人が破棄したと説明されている。なぜ、手書きの現物によって公開されないのか。同説明では、公開前に内容を審査する必要があるが、手書きのままでは判読に時間が取られるため、活字化したと説明されている。

閣議の記録という括り方からみると、国立公文書館は従来から閣議決定事項（cabinet conclusions）、閣議覚書（cabinet memoranda）という名称の記録を30年経過後に公開してきた。これは同館の公開記録識別上C A B 128シリーズ及びC A B 129シリーズとして通用し、そのマイクロフィルム版が商業ベースで販売されている²⁴。

これに対し、本件「内閣官房長官筆記帳」では、個々の閣議における議題の一つ一つにおける発言者名と発言骨子が分かる。また、議案の結末（決定事項があったのか、継続協議となったのか）の詳細や閣議室への出入り（誰々がここで入室した、あるいは退出した）などが記録されているケースもあり、「閣議での討議の雰囲気により良く分かる」とホームページの説明が伝えているとおりである。公文書館が本件記録に付与した記録識別もC A B 195となっており、これまでに公開されていたC A B 128、同129とは別物である。

今後もこのC A B 195シリーズの現物公開及び現物のインターネット公開が継続するのにかつき、国立公文書館のホームページの説明（前掲）には、「2014年までには、30年経過後の公開に追いつける予定」とのくだりがある。これは、2014年には1983年分のC A B 195を公開できる予定であるとの趣旨（2014 - 1983 = 31年目の公開）であろう。少なくとも、C A B 195の現物公開は今後も継続されると思われる。他方、インターネットによる公開の継続の有無については、明確な記載がない。

6 . 英国における国際情報のインターネット公開の今後

英国における外務、国防、国際開発3省などの国際情報のインターネット公開は今後どうなるか。公開根拠の一つである自由法は公的機関に対して同法所定の理由のない限り、情報を開示・公開する義務を課している。2007年5月18日、この公的機関に下院と上院とが含まれている現状を改めて、両院について同法が及ばないとする議員立法が下院で採択され²⁵、上院の審議を受ける段階である。同修正法案が成立した場合には、この限りで縮小されよう。この点を除けば、インターネット公開は全体としての電子政府化の流れ²⁶にも合致しており、拡大されることになるろう。

表1 英国外務省サイトに見る中国関係資料10例(2007年5月18日アクセス)

番号	資料内容	資料日付
1	外相の中国中央党校(北京)スピーチ(8枚)	07年5月17日
2	外相の中国到着(記事資料)	07年5月16日
3	武漢査証申請受付センターが06.11.28に再開した	06年12月1日
4	マカオ一般事情(4枚)	07年4月20日
5	香港渡航情報(4枚)	07年4月20日
6	中国渡航情報(6枚)	07年3月23日
7	中国事情(12枚)	07年3月13日
8	英中外交関係樹立35周年に当たる外相ステートメント	07年3月13日
9	マカオの領事事務を在香港総領事館が行うについての英中交換公文(99年10月21日交換、99年12月20日発効)テキスト(英語版中国語版) Cm4862、8枚	
10	I. マカートニー外務・貿易産業両省貿易担当相(閣議メンバー)の英下院スピーチ	07年3月7日

(出所) <http://www.fco.gov.uk/foi>

表2 英国国防省サイトに見る中国関係資料10例(2007年5月14日アクセス)

番号	資料内容	資料日付
1	国防省絵画コレクション中の1作品、「中国海」に浮かぶクラカタア島の説明	記載なし
2	国防相のニューデリースピーチ	05年10月5日
3	国防相のミュンヘンスピーチ	06年4月4日
4	国連の設立、PKO略史、英国の対PKO貢献、安保理決議1325他	記載なし
5	国防ニュース(世界の45カ所の戦跡地をめぐって)	06年7月4日
6	国防ニュース(NATOによるカザフスタン演習に参加した兵士)	06年9月29日
7	国防ニュース(同上、女性兵士)	06年9月27日

8	国防ニュース(英南部ドーセット州における鹿の個体増に対する国防省、英大学共同モニター事業)	07年4月4日
9	ブルネイにおける国防省施設紹介	記載なし
10	太平洋星(Pacific Star)メダルの説明(受賞資格他)	記載なし

(出所) <http://www.mod.uk>

表3 英国国際開発省サイトに見る中国関係資料10例(2007年4月10日アクセス)

番号	資料内容	資料日付
1	国際開発省による中国支援計画案(2006-2011)(国際開発省がパブリックコメントを求めるためにホームページに掲示)	05年
2	中国とアフリカ	07年2月9日
3	民間経済部門開発による貧困削減 国際開発省の中国経験1999-2007	07年2月7日
4	国際開発省による中国での雇用促進支援状況	06年6月30日
5	中国概況	07年2月12日
6	国際開発省の中国での支援計画実績	06年7月3日
7	英国と中国 - 国際開発におけるパートナーシップ	06年11月23日
8	アフリカにおける成長促進 - 中国との協働	06年10月
9	中国による対エイズ闘争の増強と英国の支援	06年8月15日
10	中国の都市の貧困(国際開発省委託調査04年10月31日)	

(出所) <http://www.dfid.gov.uk>

【参考文献】

田中嘉彦「英国における情報公開 - 2000年情報自由法の制定とその意義 - 」『外国の立法216』2003年5月(電子版)

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/216/216>

宇賀克也『情報公開の理論と実務』有斐閣、2005年6月

(財)自治体国際化協会「英国の情報開示と保護 - 情報自由法とデータ保護法を中心として - 」『CLAIR REPORT 283』2006年6月(電子版)

http://www.clair.or.jp/j/c_report/cr283m.html

¹ 本稿は、国際問題に関する調査会に参考人として招かれた水口章助教授(敬愛大学国際学部)による日本の行政官庁所管の現地新聞の翻訳など秘でない国際情報はインターネットでの公開が望ましいとの発言に触発されて英国での公開事例を探ったものである。第166国会参議院国際問題に関する調査会会議録第1号13頁(平成19.2.7) http://www.sangiin.go.jp/japanese/frameset/fset_b07_0.htm

² 国王の命(コマンド)により、政府が議会に提出する資料。現在は略号C mのあとに資料の通し番号を付して特定する。田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会 1995.10)161頁。ホワイトペーパー(政策提案用)とグリーンペーパー(政策案のたたき台)の2つに大別される。

³ <http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2000/20000036.htm>

⁴ 2007年5月9日に法務省が新たに発足し、それまでの憲法事項省の職務を引き継ぎ、憲法事項省は廃止された。このため、前日まで憲法事項省が担当していた情報自由法関連事務、情報コミッショナー支援事務他の事務は法務省 <http://www.justice.gov.uk> が所管することとなった。

⁵ <http://www.foi.gov.uk/yourRights/F01history.htm>

6 <http://www.pm.gov.uk/output/Page11374.asp>
7 <http://www.pm.gov.uk/output/Page11374.asp>
8 http://www.ico.gov.uk/Global/faqs/freedom_of_information_for_organizations.aspx
9 <http://www.foi.gov.uk/practitioner/resources/publicationsschemes.htm>
10 <http://www.fco.gov.uk/servlet/ Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&cid=1109172323175>
11 <http://www.mod.uk/DefenceInternet/FreedomOfInformation/publicationScheme>
12 http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/887DE696-1DB9-4512-AF8E-2ECFED455356/0/boi_cpl_hull.pdf
13 <http://www.dfid.gov.uk/aboutdfid/foi/foiclasses-original.asp>
14 <http://fco.gov.uk/servlet/ Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&cid=1109171436986>
15 http://uk.sitestat.com/fcweb/fco/s?foikfile.nav_home.doc_releaseddocuments.doc_foidisclosures.doc_bydate.japan_airline_pdf
又は <http://www.fco.gov.uk/Files/kfile/japan%20airline1.pdf>
16 <http://www.mod.uk/DefenceInternet/FreedomOfInformation/DisclosureLog>
17 http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/71DC750-F4F4-4CAD-B1C3-0344868133DC/0/aircraft_accident_response.pdf
18 <http://www.dfid.gov.uk/aboutdfid/foi/foidisclosures.asp>
19 <http://www.dfid.gov.uk/aboutdfid/foi/foidisclosures/btc-oil-pipeline.pdf>
20 <http://www.archive.official-documents.co.uk/document/caboff/foi/foi.htm>
21 <http://www.nationalarchives.gov.uk>
22 <http://www.nationalarchives.gov.uk/documents/cab-195-9-1.pdf>
23 <http://www.nationalarchives.gov.uk/releases/2007/january/questions.htm>
24 <http://www.maruzen.co.jp/home/irn/book/micro/adam/AM25.pdf>
25 <http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmhansrd/debtext/70518-0012.htm>
<http://parliament.uk/commons/lib/research/rp2007/rp07-018.pdf>
http://en.wikipedia.org/wiki/David_Maclean
26 <http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm43/4310/4310.htm>